

# 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針の改正について（概要）

平成30年7月  
国土交通省  
公園緑地・景観課

今回の地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針の改正のポイントは、以下のとおり。

## ○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）を踏まえた改正

### ・都市再生整備計画と歴史的風致維持向上計画のワンストップ化特例の創設

面的な歴史まちづくりを推進するため、国土交通大臣に対し歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業が記載された都市再生整備計画の提出とともに歴史的風致維持向上計画の認定申請があった場合においては、遅滞なく、歴史的風致維持向上計画の写しを文部科学大臣及び農林水産大臣に送付するものとし、その送付をもって、これらの者に対する歴史的風致維持向上計画の認定の申請があったものとみなす旨を追加

… [3-1. ③歴史的風致維持向上計画の認定申請]

… [3-1. ③(3)3 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について]

## ○その他の改正

### ・平成30年度予算に伴うもの

平成30年度予算において、都市再生整備計画事業の支援対象に歴史的風致維持向上計画に位置付けのある土塁、堀跡の整備を追加したことから、当該内容を追加

… [3-1. ③(3)3 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について]

… [5-2. ③社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）]

### ・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針」の記載に伴うもの

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）においては、「歴史的風致は、我が国や地域の歴史、文化、伝統を伝えるための重要な観光資源でもあり、地場産業の振興や交流人口の増加など、地域活性化につながる」とした上で、「総合的かつ一体的な計画に基づき地域の伝統や文化を活かしたまちづくりを進め、地域の歴史的風致の維持及び向上を図ることが重要である。」としている。

今般決定した政府の方針（「観光ビジョン実現プログラム2018」（H30.6.12 観光立国推進閣僚会議決定））においても、「歴史的風致維持向上計画の策定を促進し、景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくりを推進する。」とされている。

このため、本運用指針中「歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項」のうち「当該市町村の歴史的風致の維持及び向上に関する課題」及び「市町村全体の歴史的風致の維持及び向上に関する方針」について、歴史的風致が重要な観光資源であることを踏まえた内容を検討する必要がある旨を明示する。

… [3-1. ③(3)1 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について]

### ・第2期計画における歴史的風致形成建造物の指定手続の追加

歴史的風致形成建造物は歴史的風致維持向上計画の計画期間内に限り市町村が指定できるものであることから、第2期計画においても当該指定手続を経る必要がある旨の記載を追加

… [4-2. 指定手続]

### ・その他所要の改正